

「ながの百景」追加選考要領（案）

長野市景観審議会

1 目的

この選考要領は、「ながの百景」追加選定実施要領に定める選考方法について、選考の対象、基準、その他必要な事項を定めます。

2 選考対象

応募のあった景観のうち、募集要項に適合し、かつ次の各号を勘案し、選考対象として認められるものの中から選考します。

(1) 見る場所（以下「視点場」という。）と見る対象（以下「視対象」という。）の組み合わせで一つの選考対象とし、異なる季節でも、同一の組み合わせであれば、一つの選考対象とします。

(2) 視点場または視対象が重複または類似している場合は、原則として次のとおり取り扱います。

ア 視対象が複数あり、視点場が同一または近接する場合は、一つの選考対象として取り扱います。

(例) 妻女山からの眺め、こしき岩から望む善光寺平、地附山公園からの眺め
イ 同一または、類似の視対象に対し、視点場が複数ある場合は、一つの選考対象として取り扱います。

(例) 善光寺平用水、南八幡川沿いの通り、戸隠神社奥社参道の杉並木、
長野マラソンの風景、長野びんずる、長野えびす講の花火

(3) (1) 及び (2) を勘案して、既に「ながの百景」として選定されている景観と同一と認められるものについては、選考対象としません。

(4) 現存しないもの、現状の継続が見込まれないものは選考対象としません。

3 選考基準

(1) 長野市内から見る事ができれば、視対象が長野市外に存在していても良いものとしします。

(2) 以下の観点に沿い、長野らしさを感じることができ、市民が愛着と誇りを持って、後世に引き継ぐ必要があると認められるものとしします。

ア 長野市の豊かな自然や季節のうつろいを感じられる

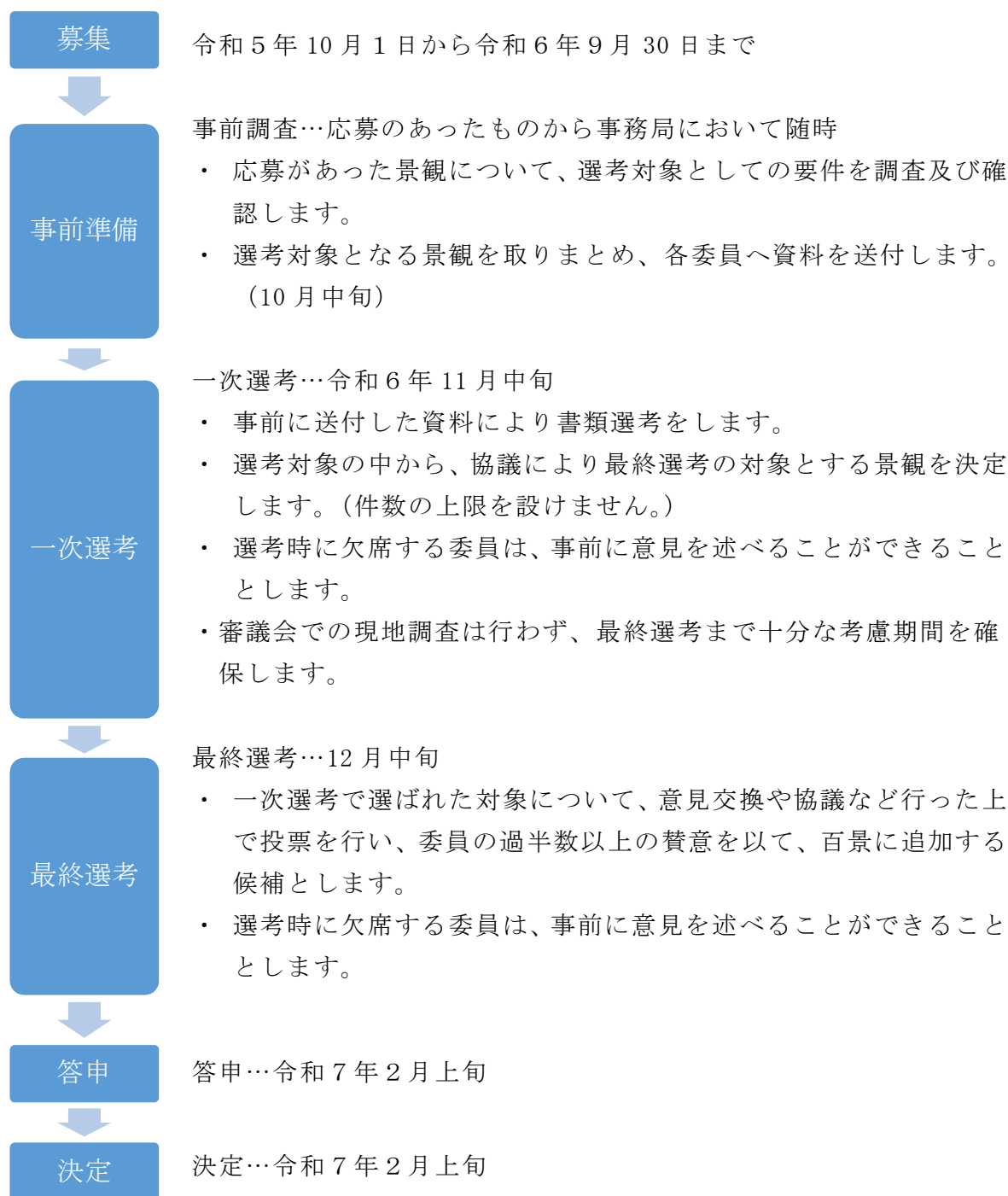
イ 時を越えて育まれてきた歴史、伝統、文化を感じられる

ウ 人々のいきいきとした活動を感じられる

エ 祭りやイベントなどの賑わいを感じられる

(3) 視点場は、一般に公開されているなど、誰でも立ち入ることができる場所としします。

4 選考手順及び方法(時期は概ねの目安です)



5 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は審議会の審議により決定します。